

平成 2 3 年 度

公の施設に係わる
指定管理者監査報告書
(すずらんの里)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

すずらんの里

市担当課 産業観光部 観光商工課

指定管理者 すずらんの里組合

2 監査基準日・監査の範囲

平成 23 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

3 監査の実施日

平成 23 年 5 月 19 日 午前 9 時から

4 監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行なった。

- ① 指定管理者の概要
- ② 指定管理者にかかる基本協定書
- ③ 指定管理者にかかる平成 21 年度協定書
- ④ 平成 21 年度業務計画書
- ⑤ 平成 21 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑥ 平成 21 年度指定管理者チェックシート
- ⑦ 平成 21 年度業務報告書
- ⑧ 指定管理者にかかる平成 22 年度協定書
- ⑨ 平成 22 年度業務計画書
- ⑩ 平成 22 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑪ 平成 22 年度指定管理者チェックシート
- ⑫ 平成 22 年度業務報告書
- ⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
- ⑭ 施設の利用状況
- ⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
- ⑯ 指定管理料出納簿（平成 21 年度・平成 22 年度）

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 施設の設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的運営がなされているか。
- ・ 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

6 監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行なうとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

7 指摘・要望事項

すずらんの里	①	歳入歳出差引簿については、もっと詳細等がわかりやすい様式にして、整理しておくこと。
	②	釣堀等の利用については、子供等の転落がないように、特に注意をして、利用者に指導を行うこと。
	③	平成22年度には賠償責任保険に入ってなかったようなので、基本協定書31条第2項の規定に則り、賠償責任保険等には必ず入ること。
	④	今後とも、指定管理施設の清掃を徹底し、快適な施設の利用環境の保持に努められたい。
共通事項	①	今後とも、インターネット、テレビ、ラジオ等の情報機関の有効に利用及び「おごっそう家」から沢妻亭等に行けるような案内看板等の設置を検討して、集客に努めること。

地方自治法第199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について報告をお願いします。